

生活習慣病管理料 (I)・(II) について

当院では、厚生労働省の指針に従い、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病として治療されている患者さまを対象に、個々の状態に応じた総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定いたします。

●**療養計画書について**：患者さまひとりひとりに合わせた目標設定や、食事・運動に関する指導内容を記載した『療養計画書』を作成いたします。

●**長期処方について**：患者さまの病状に応じて、医師の判断のもと 28 日以上 of 長期の処方を行うことがあります。

※窓口負担額が変わりますのでご了承ください。

特定疾患療養指導料について

●**長期処方について**：患者さまの病状に応じて、医師の判断のもと 28 日以上 of 長期の処方を行うことがあります。

2026 年 7 月 24 日

社会医療法人こぶし ウトナイ病院